

五所川原市から転出される方へ

新住所地への転入手続きは、お住まいになってから14日以内に、新住所地の市区町村役場で行ってください。転入の手続きには、マイナンバーカード（暗証番号）・印鑑が必要で、なお、お住まいになってから14日を経過してからの手続きになりますと、5万円以下の過料に科せられる場合がありますので、ご注意ください（住民基本台帳法第53条）。

転出に伴う諸手続きについてご案内します。詳しくは担当課等でご確認下さい。

	五所川原市での手続き	手続きするところ	新住所地での手続
印鑑登録をしている方	転出予定日をもって自動的に削除されます。		新たに登録してください。
ごみについて	五所川原市では手続はありません。		分別方法等を確認してください。
飼犬について			鑑札を持って新たに手続きしてください。
市営墓地について	住所変更の手続きをしてください。	環境対策課⑬(1階)	
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	保険証をお返しください。	国保年金課⑭(1階)	新たに手続きしてください。
国民健康保険に加入の方	国民健康保険証をお返しください。	国保年金課⑮⑯(1階)	新たに手続きしてください。
妊産婦10割給付証明書をお持ちの方	証明書をお返しください		
国民年金に加入している方	五所川原市では手続はありません。 ※海外への転出は届出が必要です。	国保年金課⑰⑱(1階)	新たに手続きしてください。
年金を受給している方			
母子健康手帳・妊婦委託健診 乳幼児健診・予防接種	五所川原市では手続はありません。		新住所地で確認してください。
児童手当を受給している方	資格消滅の手続きをして下さい。	子育て支援課 ⑲⑳㉑㉒(1階)	新たに手続きしてください。
子ども医療費受給資格証をお持ちの方	資格消滅の手続きをして、資格証をお返しください。		
ひとり親家庭医療費を受給している方	資格消滅の手続きをしてください。		
保育所等を利用している方	退所の手続きをしてください。		
特別児童扶養手当を受給している方	住所変更の手続きをしてください。		
児童扶養手当を受給している方			住所変更の手続きをしてください。
65歳以上の方、要介護認定を受けている方	介護保険被保険者証をお返しください。	介護福祉課㉔㉕(1階)	新たに手続きしてください。
特別障害者・児手当を受給している方	住所変更の手続きをしてください。	福祉政策課㉖㉗(1階)	住所変更の手続きをしてください。
身体障害者手帳をお持ちの方	五所川原市では手続はありません。		
愛護手帳をお持ちの方			
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方			
自立支援医療を受給している方			
小・中学校の手続き	転校について確認します。	学校教育課(3階)	新住所地の教育委員会窓口でお尋ねください。
市営住宅に入居されている方	転出証明書を持って、市営住宅からの異動の手続きをして下さい。	建築住宅課(3階)	新たに手続きしてください。
水道について	経営管理課で閉栓の手続きをしてください。(電話受付可)	経営管理課(3階)	新たに手続きしてください。

